

○岐南町広報紙広告掲載取扱要綱

平成17年3月25日

告示第28号

改正 平成18年4月24日告示第50号

平成19年3月15日告示第23号

平成21年5月27日告示第45号

平成23年6月27日告示第62号

平成23年8月24日告示第69号

平成25年4月1日告示第48号

平成28年3月31日告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐南町が発行する広報紙「マイタウンぎなん」(以下「広報紙」という。)に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 広報紙に掲載できる広告は、町の広報紙としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に類するもの
- (4) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (5) その他前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

(広告主の制限)

第3条 広報紙に広告を掲載しようとするもの(以下「申込者」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる申込者の広告は掲載しないものとする。

- (1) 町税等を滞納しているもの
- (2) 各種法令に違反しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

(掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、原則として広報紙「お知らせ」各頁の最下段とする。

2 広報紙1号につき2枠を超えて掲載しないものとする。

(広告規格)

第5条 広告の1枠当たりの面積は、縦50ミリメートル横175ミリメートル(以下「1種広告」という。)及び縦50ミリメートル横87.5ミリメートル(以下「2種広告」という。)とする。

2 広告の掲載は、1広告主について広報紙1号につき1枠限りとする。

(掲載期間)

第6条 1件の申込みに係る広告の掲載は、年間12号までとする。

(掲載料金及び納付方法)

第7条 広告の掲載料金は、次のとおりとする。

(1) 1種広告 10,000円

(2) 2種広告 5,000円

2 広告主は、前項の掲載料金について当該広告を掲載すべき広報紙の発行日の20日前までに町の発行する納付書により納付するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広報紙に広告を掲載しようとする者は、掲載を希望する広報紙の発行日の前6月から前40日までの期間に広報紙広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に広報紙広告原稿作成要領により作成した原稿その他町長が必要と認める書類(以下「添付書類」という。)を添付して町長に提出するものとする。ただし、既に掲載されている広告主が掲載期間の継続を希望する場合は、掲載内容に変更がない場合に限り、添付書類の提出を省略することができる。

(決定及び通知)

第9条 町長は、広告掲載の申込みがあったときは、第2条の規定に照らして審査し、広告掲載の可否を決定し、広報紙広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 掲載を可とした広告掲載の順位は、受付順を基本とする。

(広告掲載の取消し)

第10条 広報紙広告掲載決定通知書により申込者に掲載を通知した後であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、町長はこの決定を変更し、又は解除できるものとする。

(1) 広報紙の発行上、重大な変更が生じたとき。

(2) 広報紙の編集上、重大な支障を来したとき。

(3) 申込者が掲載料金を納付期限までに納付しないとき。

(4) 広告内容に虚偽の記載があったとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第50号）

この要綱は、公表の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年告示第23号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第45号）

この要綱は、公表の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年告示第62号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年告示第69号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年告示第48号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年告示第26号）

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。